



2025 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社デザインワン・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 高 昌 靖 雄
(コード番号：6048 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役経営管理本部長 田 中 誠
(TEL. 050-5536-1555)

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに
商号の変更、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに「GMO TECH 株式会社との株式移転計画書承認の件」及び商号、決算期（事業年度の末日）の変更を含む「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「GMO TECH 株式会社と株式会社デザインワン・ジャパンの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合契約の締結のお知らせ」（以下「本経営統合プレスリリース」といいます。）にて公表いたしました、共同株式移転（以下「本共同株式移転」といいます。）による共同持株会社設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2025 年 6 月 17 日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2025 年 6 月 2 日（月）
- (2) 基準日 2025 年 6 月 17 日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.designone.jp/>

2. 本臨時株主総会の日時、場所及び目的事項について

(1) 本臨時株主総会の日時及び場所（予定）

日時 2025 年 7 月 30 日（水）午前 10 時

場所 東京都新宿区西新宿 2－4－1
新宿 NS ビル 30 階 NS スカイカンファレンス ホール B

(2) 本臨時株主総会の目的事項

第 1 号議案 GMO TECH 株式会社との株式移転計画承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 会計監査人選任の件

(注) 現在の会計監査人は、本臨時株主総会において決算期の変更に係る定款変更の効力が発生した時点で任期満了により退任することから、改めて選任いたします。なお、選任後の会計監査人の任期は、2026 年 3 月に予定しております定時株主総会終結の時までとなります。

3. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

本経営統合プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社は 2025 年 10 月 1 日（水）に共同持株会社の設立による経営統合を予定しております。

両社それぞれの臨時株主総会で承認可決された後に経営統合が実現いたしますと、当社は GMO インターネットグループの一員となります。これに伴い、グループの一体感を高め、統一されたブランドイメージのもとで事業を推進していくため、商号を変更するものです。

(2) 新商号

GMO デザインワン株式会社（英文：GMO DesignOne, Inc.）

(3) 商号変更日

2025 年 10 月 1 日（予定）

※なお、本共同株式移転の効力発生日が変更になった場合は、これに伴い商号変更日が変更されます。

(4) その他

本商号変更は、2025 年 7 月 30 日開催予定の本臨時株主総会において、定款の一部変更の承認および株式移転の効力が発生することが条件となります。

4. 決算期の変更について

(1) 決算期変更の理由

本経営統合プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社は 2025 年 10 月 1 日（水）に共同持株会社の設立による経営統合を予定しております。

当社は、事業年度を毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日としておりましたが、本臨時株主総会において「GMO TECH 株式会社との株式移転計画書承認の件」及び「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、新たに設立される共同持株会社と事業年度を一致させることで、適切な経営計画の策定や決算業務の効率化を図るべく、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。なお、本決算期の変更に伴い定

時株主総会は 11 月には開催せず、翌年 3 月に開催予定となります。

(2) 決算期変更の内容

変更前：毎年 8 月 31 日

変更後：毎年 12 月 31 日

(注) 進行期であり、決算期変更の経過期間となる第 20 期は 2024 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの 16 か月の変則決算となります。

5. 定款の一部変更について

(1) 定款一部変更の目的

上記「3. 当社商号の変更について」及び「4. 決算期（事業年度の末日）の変更について」記載の当社商号及び決算期（事業年度の末日）の変更に伴いまして、現行定款第 1 条（商号）、第 12 条（基準日）、第 47 条（事業年度）及び第 48 条（期末配当金）、第 49 条（中間配当金）に所要の変更を行うものであります。

また、当社の現取締役の任期は「選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで」であるところ、決算期の変更により進行期である第 20 期の事業年度の末日が 2025 年 12 月 31 日に変更されますと、「選任後 1 年以内に終了する事業年度」が存在しなくなることから、現取締役の任期に疑義が生じないよう、第 22 条（取締役の任期）を変更するものであります。なお、かかる変更により、現取締役の任期は、2026 年 3 月に開催予定の第 20 期定時株主総会の終結のときまでとなります。

加えて、上記変更に伴い、経過措置として新たに必要な附則を設けるものであります。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所には下線を付しております)

現行定款	変更案
第 1 条（商号） 当社は、株式会社デザインワン・ジャパンと称し、英文では <u>DesignOne Japan, Inc.</u> と表示する。	第 1 条（商号） 当社は、 <u>GM0 デザインワン</u> 株式会社と称し、英文では <u>GM0 DesignOne, Inc.</u> と表示する。
第 2 条～第 11 条（条文省略）	第 2 条～第 11 条（現行どおり）
第 12 条（基準日） 当社は、毎年 <u>8</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すること	第 12 条（基準日） 当社は、毎年 <u>12</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すること

ができる株主とする。

2. (条文省略)

第 13 条～第 21 条 (条文省略)

第 22 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第 23 条～第 46 条 (条文省略)

第 47 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年9月 1 日から翌年8月 31 日までの 1 年とする。

第 48 条 (期末配当金)

当会社は、株主総会の決議によって毎年8月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 49 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議により毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第 50 条 (条文省略)

(新設)

とができる株主とする。

2. (条文省略)

第 13 条～第 21 条 (現行どおり)

第 22 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第 23 条～第 46 条 (現行どおり)

第 47 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月 1 日から翌年12月 31 日までの 1 年とする。

第 48 条 (期末配当金)

当会社は、株主総会の決議によって毎年12月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 49 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第 50 条 (現行どおり)

(附則)

第 1 条 (事業年度の経過措置)

第 47 条 (事業年度) の規定に関わらず、2024 年 9 月 1 日から始まる第 20 期事業年度は、2024 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの 16 か月間とする。なお、本

	<u>附則第1条は第20期事業年度に関する定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u> <u>第2条（商号変更に関する経過措置）</u> <u>第1条（商号）の変更は、当社と GMO</u> <u>TECH 株式会社（東京都渋谷区桜丘町 26-</u> <u>1 セルリアンタワー）による共同株式移</u> <u>転により設立される株式移転完全親会</u> <u>社である株式会社に対する株式移転の効</u> <u>力が発生する日をもって効力を生じるも</u> <u>とする。なお、本附則第2条は、第1条</u> <u>の変更の効力発生日経過後これを削除す</u> <u>る。</u>
--	--

(5) 定款一部変更の日程

本臨時株主総会決議 2025 年 7 月 30 日（水）（予定）

定款一部変更の効力発生日 2025 年 7 月 30 日（水）（予定）

6. 今後の見通し

決算期変更後の第 20 期の業績見通しにつきましては、業績に与える影響を現在精査中であり、業績予想の修正は、2025 年 7 月 11 日に予定するデザインワンの 2025 年 12 月期第 3 四半期決算短信開示時に公表することを予定しております。

以上